

四万十町あったかふれあいセンター事業業務仕様書

1 適用

本仕様書は、四万十町あったかふれあいセンター事業の履行に関し、必要な事項を定め、適用するものである。

2 業務名

四万十町あったかふれあいセンター事業

3 業務の目的

高知県が掲げる「※高知家地域共生社会」の実現のため、子どもから高齢者まで年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが気軽に集い、必要なサービスを受けることができる拠点を整備し、地域ニーズの把握や課題に対応した小規模多機能支援拠点としての活動に加え、要配慮者の見守りや生活課題に対応した支え合い活動等を行う地域福祉活動を推進する。

※<https://kochi-kyosei.pref.kochi.lg.jp/download/?t=LD&id=4&fid=242> を参照

4 対象地域と設置箇所数

四万十町窪川地域（旧窪川町の町域）… 2 か所

四万十町大正地域（旧大正町の町域）… 1 か所

四万十町十和地域（旧十和町の町域）… 1 か所

5 履行期間

2027年4月1日から2032年3月31日までの5年間とする。

6 拠点及びサテライトの開設場所

【拠点】事業者ごとに1か所

【サテライト】開設場所は四万十町と協議の上決定することとするが、当該設置場所に賃借料金等が発生する場合は受託者の負担とする。

7 拠点及びサテライトの開所時間等

開所日及び時間については、高知県あったかふれあいセンター事業費補助金交付要綱を基準に四万十町と協議の上決定することとするが、サテライトの開所については、スタッフ常駐の上それぞれ計画的に集いの場を提供すること。

8 職員体制

コーディネーター 1人

スタッフ 拠点及びサテライト運営に必要な人数

9 業務内容

高知県あったかふれあいセンター事業費補助金交付要綱別表第1（第3条関係）

事業 メニュー	要件等	
必須機能	1 インフォーマルサービスの提供	
	既存の制度では対応することが困難な状況を解消するため、地域のニーズに応じたインフォーマルサービスを提供する。提供するインフォーマルサービスは、（１）から（６）までに掲げる内容を参考にすること。ただし、（１）「集い」事業については、必ず実施するとともに、地域の実情に応じた付加機能として（２）から（６）までに掲げる機能のうち少なくとも一機能は実施するものとする。	
	機 能	機能の概要
	（１）集い	サロン、ミニデイサービス、放課後の子どもの居場所等、誰もが自由に日中過ごすことができる場（概ね週3日以上）
	付 加 機 能	（２）預かる 子どもや高齢者など見守りが必要な人の一時預かりを行う
		（３）働く 障害者やひきこもりの人への就労支援及び生活訓練や、高齢者の介護予防、生きがいづくり等のために行う収益活動
		（４）送る あったかふれあいセンター利用者の送迎を行う
		（５）交わる 花見や収穫祭等、利用者同士の交流ではなく、他施設や団体、利用者以外の地域住民と交流する
		（６）学ぶ 利用者やボランティア等を対象にしたミニ講座や研修会等、地域福祉に関係する勉強会等を行う

事業 メニュー	要件等	
必須機能	2 地域の見守りネットワークの構築 個人や世帯が抱える地域生活課題を早期発見し、速やかに必要な支援につなぐため、相談・訪問を実施する。 また、これらの活動を通じて地域で互いを気にかけて見守りや支え合うことができる地域のネットワークを構築する。 なお、（１）から（３）に掲げる機能については、必ず実施するものとする。	
	機 能	機 能 の 概 要
	（１）相談	地域の要支援者やその家族、地域住民からの福祉サービスに関することや、日常生活での困り事や気にかかること等の相談に応じる
	（２）訪問	独居高齢者や障害者の見守りや相談活動等のために訪問する（概ね週２日程度）
	（３）つなぎ	相談・訪問活動等によって発見されたニーズや課題を市町村や地域包括支援センター、専門機関等につなぎ、必要な支援に結びつける
	3 生活支援 あったかふれあいセンターとして支援が必要な人に対して直接生活支援サービスを提供するほか、地域の生活課題やニーズに応じた生活支援サービスの仕組みづくりやコーディネート、地域での支え合いの仕組みづくりなどを行う。必ず実施できる体制を整えることとし、実施に当たっては地域の実情に応じて行うものとする。	
拡充機能	地域のニーズに応じて、あったかふれあいセンターの前方展開を図り、機能を拡充するため、（１）から（６）までに掲げる事業を行う。	
	機 能	機 能 の 概 要
	（１）移動手段の確保	買物や病院への通院等のための移動を支援する
	（２）配食	高齢者や障害者等の食の確保や栄養改善を目的とし、配食サービスを提供する
	（３）泊まり	緊急時に、支援が必要な高齢者や障害者等を一時的に宿泊させ、必要な見守り等を実施する

拡充機能	(4)介護予防	講座や体操など、保健師やリハビリ専門職等と連携を図りながら、定時定量的に介護予防（フレイル予防を含む。）プログラムを提供する
	(5)認知症カフェ	認知症の人を支える地域づくりを目指し、認知症の人や家族、地域住民、専門職等誰もが参加できる集いの場を開催する
	(6)子ども食堂	食事の提供を通じて子どもや保護者の居場所を提供する（補助金の活用にあたっては、「高知家子ども食堂登録制度」に準じた取扱いとすること。）
事業の運営にあたっては、次に掲げる事項を実施することとする。 （１）利用者データ等を活用し、中長期の目指す姿を明らかにした事業計画書を作成すること。 （２）あったかふれあいセンターの運営について協議する会を年２回以上開催すること。 （３）あったかふれあいセンターの運営に当たっては、最低でもコーディネーター１名、スタッフ１名をそれぞれ配置すること。		

３ 遵守する事項

- （１） 事業者（以下、「受注者」という）は、あったかふれあいセンター事業を実施する区域内に居住する住民が、当該あったかふれあいセンターの運営に参画することができるようにすること。
- （２） あったかふれあいセンター運営協議会を開催すること。
- （３） 委託事業の実施に要する費用のうち、飲食費又は創作活動の材料費その他利用者個人の受益に係る費用については、その相当額を、あったかふれあいセンターの利用料として利用者から徴収すること。
- （４） 委託事業の実施に起因する事故等による法律上の賠償責任を補償する保険へ加入し、利用者の安全を確保すること。
- （５） 町又はその他関係機関に協力を依頼し、利用者の苦情又は相談等に対応することができる体制を整備すること。
- （６） 地域で行っているサテライト機能を継続・充実すること。（統合等の見直しは可）
- （７） 委託事業を実施する職員に、利用者の特性に応じた対処方法等に関する研修を受講させるよう努めること。
- （８） 利用者のプライバシー保護に十分配慮するとともに、委託事業の実施により知り得た秘密を漏らさないこと。
- （９） 受注者が（１）から（８）の条件に反した場合には、四万十町（以下「発注者」という）は委託契約額の一部又は全額を返還させることがあること。

- (10) 受注者が委託事業を実施する場合に必要となり取得する財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円未満のものとし、50万円以上の財産の取得は認めないこと。
- (11) 受注者は、契約締結後5日以内に仕様書に基づく委託業務実施計画表を作成して発注者に提出し、その承認を受けること。

4 事業の業務完了報告書

この事業が終了したとき、受注者は、次の事項を内容に含む業務完了報告書を作成し、発注者に提出しなければならない。

- (1) 委託事業の実施期間及び終了日
- (2) 事業費及び人件費の実績額
- (3) この事業に従事した全労働者の名簿、雇用期間、雇用形態
- (4) 総勘定元帳及び現金出納簿等の会計関係帳簿類（写し）※この事業に関係する部分のみ
- (5) 出勤簿及び賃金台帳等の労働関係帳簿（写し）※この事業に関係する部分のみ
- (6) 業務実施報告書（業務日誌など）
- (7) 取得した財産の一覧表（品名、取得日、取得価格等の一覧）
- (8) 委託事業により発生した収入と支出に関する調書（収入が発生した場合のみ）
- (9) 作業状況のわかる写真
- (10) その他発注者の指示するものなど

5 検査等に関する協力

この事業は、委託契約書に示す検査の他、国及び県の職員による事業場等の立ち入り検査が実施されることも想定されるので受注者は検査の対象となった場合には協力すること。

6 その他

この仕様書に定めのない事項については、発注者、受注者の双方が協議の上、これを決定する。